

届出している施設基準

調剤基本料について

当薬局は、調剤基本料1の届出を行っている保険薬局です。

調剤基本料1・・・47点(処方箋受付1回につき)

○後発医薬品使用推進の取組・・・当薬局では、ジェネリック医薬品の積極的な調剤に取り組んでいます

* 薬学的管理の取り組み・・・当薬局は、患者さまの希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。

地域支援・医薬品供給対応体制加算について

当薬局は、地域支援・医薬品供給対応体制加算2の届出を行っている保険薬局です。地域医療に貢献する以下の取組を実施しています。

地域支援・医薬品供給対応体制加算2・・・59点(処方箋受付1回につき)

- 医薬品の適正使用に関する情報提供(患者・医療機関への情報発信)
- 夜間・休日の調剤応需体制の確保
- 在宅医療への対応(訪問薬剤管理指導・無菌調剤等)
- 地域の多職種連携(医師・歯科医師・看護師・介護職との連携)
- 他薬局への医薬品分譲など、医薬品供給体制の確保
- 後発医薬品数量シェア85%以上の実績
- かかりつけ薬剤師による継続的な服薬管理

連携強化加算について

当薬局は、連携強化加算の届出を行っている保険薬局です。災害や新興感染症の発生時等にも医薬品の供給体制を確保し、地域の医療機関と連携して対応するための以下の取組を実施しています。

連携強化加算・・・5点(処方箋受付1回につき)

- 地方公共団体・関係団体との協定に基づく医薬品供給体制の整備
- 災害・新興感染症発生時の対応マニュアルの整備
- 必要な個人防護具・消毒薬等の備蓄

かかりつけ薬剤師について

当薬局では、かかりつけ薬剤師指導料の届出を行っており、患者様お一人おひとり に対して継続的な服薬管理を行う「かかりつけ薬剤師」を配置しています。

かかりつけ薬剤師の役割

服薬状況の一元的な管理(他の医療機関で処方された薬も含む)

- 24時間の電話相談対応
 - 在宅患者への訪問対応
 - 副作用・残薬の確認と処方医へのフィードバック
- ご希望の方は、同意の上、ご利用いただけます。

電子的調剤情報連携体制整備加算について

当薬局は、電子的調剤情報連携体制整備加算の届出を行っている保険薬局です。医療DXを活用した安全な調剤のため、以下の体制を整備しています。

電子的調剤情報連携体制整備加算・・・ 8点(月1回)

- 電子処方箋システムに対応し、重複投薬・相互作用のチェックを実施しています
- オンライン資格確認を通じて、患者様の診療情報・薬剤情報を取得・活用しています
- マイナ保険証利用率30%以上の実績を維持しています
- 調剤録・薬歴の電子化により、情報連携の質向上に取り組んでいます

調剤ベースアップ評価料について

当薬局は、調剤ベースアップ評価料の届出を行っている保険薬局です。

調剤ベースアップ評価料・・・ 4点(処方箋受付1回につき)

- 40歳未満の勤務薬剤師および事務職員(※管理薬剤師は除く)の賃金改善に取り組んでいます
- 賃金改善計画書を作成し、地方厚生(支)局長に届け出ています

在宅患者訪問薬剤管理指導について

当薬局では、通院が困難な患者様のご自宅・介護施設等へ薬剤師が訪問し、以下のサービスを提供しています。

- 処方薬のお届けと服薬指導
- 服薬状況・副作用の確認、残薬調整
- 医師・訪問看護ステーション・ケアマネジャーとの情報共有
- 医療用麻薬・無菌調剤への対応(該当する場合)

24時間対応の連絡先

TEL:0565-36-3107(時間外は薬剤師携帯へ転送)

在宅薬学総合体制加算について

当薬局は、在宅薬学総合体制加算1の届出を行っている保険薬局です。在宅医療を受けている患者様に対して、以下の体制で薬学的管理・指導を提供しています。

在宅薬学総合体制加算・・・30点(在宅患者様のみ処方箋受付1回につき)

- 在宅患者への24時間対応体制(夜間・休日の電話相談・緊急調剤)
- 医療用麻薬の備蓄・調剤対応
- 無菌調剤への対応(必要な場合)
- 訪問薬剤管理指導を担当する薬剤師の配置
- 医療機関・訪問看護ステーション・介護施設との連携体制

長期収載品の選定療養

長期収載品(先発医薬品)の選定療養について

令和6年10月1日より、医療上必要があると認められない場合で、患者様のご希望により後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)を選択される場合、選定療養として特別の料金をご負担いただくこととなりました。

選定療養の対象

以下のいずれかに該当し、厚生労働省が告示で指定した品目が対象です。

- ① 後発医薬品が薬価収載されてから5年経過した先発品(ただし後発品への置換率1%未満のものは除外)
- ② 収載から5年未経過でも、後発品への置換率が50%以上の先発品
対象品目の一覧は、厚生労働省のウェブサイトで公表されています

ご負担いただく金額

(先発品薬価 - 後発品薬価) × 1/2 × 1.1(消費税) が選定療養費として患者様の自己負担となります
残り1/2相当は、通常どおり保険給付の対象となります

選定療養の対象外となるケース

- 医師が「医療上の必要性がある」と判断した場合(処方箋への記載が必要)
- 薬局に後発医薬品の在庫がない場合

対象品目について

対象品目の詳細は、カウンターにてお尋ねいただくか、[厚生労働省ウェブサイト](#)をご参照ください。

明細書の発行状況

取扱い公費医療等

取扱い医薬品の区分

時間外診察等

**患者さまに実費負担していただく
サービス等**

明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、薬剤服用歴管理指導等の算定項目の分かる明細書を、領収証の発行の際に無料で発行しております。

明細書には、調剤した薬剤の名称や実施した薬学的管理指導の内容が記載されます。記載を希望されない方は、カウンターにてお申し出ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。

取扱い公費医療等

- ・生活保護・特定疾患
- ・小児慢性特定疾患
- ・原子爆弾被爆者
- ・感染症予防(新感染症・結核)
- ・障害者自立支援(精神)
- ・自賠責保険
- ・労働者災害補償 等

取扱医薬品の区分

当薬局では、以下の区分の医薬品を取り扱っています。

- ・医療用医薬品(処方箋調剤)
- ・要指導医薬品
- ・第一類医薬品
- ・第二類医薬品
- ・指定第二類医薬品
- ・第三類医薬品

時間外診察等

平日は19時(土曜は13時)以降の処方せん受付につきましては、夜間・休日等加算が算定されます(1割負担の方で40円ほど、3割負担の方で120円ほど)。ご了承ください。

患者さまに実費負担していただくサービス等について

- ・患者さまの希望に基づき服用時点ごとに薬を一包みにする場合…7日分ごとに 100円 43日以上 700円
- ・患者さまのご自宅にお伺いして薬剤管理指導を行う場合の交通費
- 公共交通機関を利用してお伺いする場合の交通費(実費相当)
- 自家用車等を利用する場合、別途(実費相当)となります